

I はじめに

1 調査の目的

都内中小企業の賃金等の実態を明らかにし、労政行政施策上の基礎資料とするとともに、中小企業における労働条件の改善及び健全な労使関係の確立に資することを目的とする。

2 調査時点

平成 26 年 7 月 31 日現在

3 調査の対象・方法

平成 24 年経済センサス活動調査結果に基づく名簿データから下表の基準によって層別抽出した都内 3,500 社に調査票を郵送し、自計式により記入・返送を依頼した。

産業	区分	従業者数	産業	区分	従業者数
建設業		30～299 人	不動産業、物品賃貸業		30～299 人
製造業		30～299 人	学術研究、専門・技術サービス業		10～ 99 人
情報通信業		30～299 人	宿泊業、飲食サービス業		10～ 99 人
運輸業、郵便業		30～299 人	生活関連サービス業、娯楽業		10～ 99 人
卸売業、小売業		10～ 99 人	教育、学習支援業（学校教育を除く）		10～ 99 人
金融業、保険業		30～299 人	医療、福祉		10～ 99 人
			サービス業（他に分類されないもの）		10～ 99 人

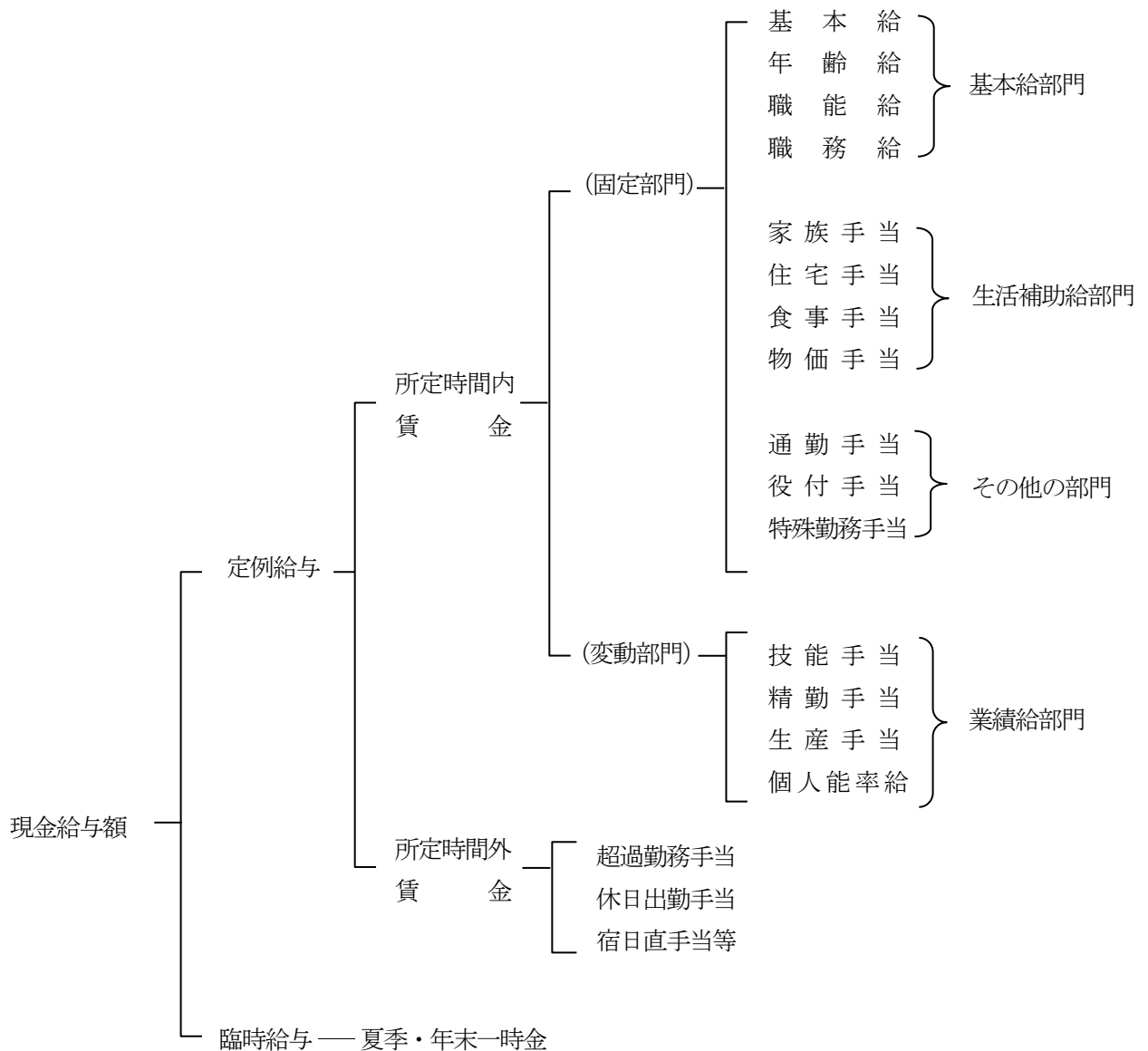
また、平均賃金、実在者賃金算出のための労働者については、都内で働く常用労働者数に応じて下表の基準により、賃金台帳からの等間隔無作為抽出による記入を求めた。

都内で働く 常用労働者数	抽出割合	記入する労働者の選び方
1～ 29 人	1/1	全員記入
30～ 99 人	1/2	2 人目ごとに記入
100～199 人	1/3	3 人目ごとに記入
200～299 人	1/4	4 人目ごとに記入

4 調査項目

初任給、平成 26 年 7 月 1 か月の賃金、平成 25 年の年間給与支払額、賃金制度、モデル賃金、賞与・諸手当、退職金制度、モデル退職金、定年制度

5 賃金の分類



6 本調査が対象とする労働者について

(1) 常用労働者の定義

調査対象企業において直接雇用される労働者のうち、嘱託・再雇用、臨時工、パートタイマー、病欠者、休職者を除く全従業員を指す。

本調査において、平均賃金・実在者賃金の算出に使用している個人調査票の記入対象は、常用労働者となっている。

(2) 常用労働者の分類

ア 役付者

他の従業員に指揮命令をする地位にある者。目安として、係長又は同等以上の労働者をいう（役員は除くが一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける兼務役員を含む）。

イ 役付者を除く常用労働者

① 一般労働者（役付者以外の正社員）

② 契約社員（正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている者）

ウ 常用労働者以外の労働者

① パート・アルバイト 正社員に比べて、労働時間又は労働日数が少ない者。

② 嘱託・再雇用 正社員としては一度退職し、正社員以外の形で再雇用されている者。

③ その他の労働者 臨時工、病欠者、休職者など、上記以外の者。

（3）職種分類について

本調査では、常用労働者を下記の職種に分類している。

ア 営業販売系労働者

営業、販売等に従事する労働者をいう。

イ 事務系労働者

一般事務、会計事務、営業事務・販売事務等に従事する労働者をいう。

ウ 技術系労働者

機械技術、電気技術、情報処理技術、その他の技術に従事する労働者をいう。

エ 生産系労働者

生産・作業、運転・運搬等に従事する労働者をいう。

7 本調査の調査項目について

（1）平成 26 年 7 月 1 か月の賃金

平成 26 年 6 月の給与締切日の翌日から平成 26 年 7 月の給与締切日までの 1 か月間分として支払われた現金給与額をいい、税、社会保険料を控除する前の金額である。

具体的には、前ページの表の「定例給与」の範囲であり、臨時に支給した賃金や賞与は含まない。

なお、通勤手当については、6 か月分などの一括支給の場合でも、1 か月分のみを算入している。

（2）所定時間内賃金

就業規則や労働協約などで決まっている所定労働時間に対して支払われる賃金をいう。

（3）所定時間外賃金

早出、残業、休日出勤など所定労働時間外の労働に対して支払われる賃金をいう。

（4）平成 25 年年間給与支払額

平成 25 年 1 年間を継続勤務した労働者に支払われた年間給与支払額をいい、源泉徴収票の「支払金額」の欄と一致する。所定時間外賃金や賞与等も含まれるが、非課税である通勤手当は含まれない。

（5）初任給

モデル賃金の回答を求める際に、各学歴の始めの賃金額を初任給として回答を求めた。従って初任給額及

び集計企業数は、モデル賃金における各学歴の最初の所定時間内賃金及び集計企業数に一致する。

(6) モデル賃金

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した者が普通能力と成績で勤務した場合に、当該企業の賃金規定及び昇給事情のもとで、通勤手当を除く所定時間内賃金の固定部分が、勤続年数に応じてどのように上昇するかを算出したものをいう。

本調査では、モデル条件に合致する者がいない場合には、賃金規定や給与表などによってモデル条件に最も近い者を参考に、モデル年齢の者がいると想定して回答を求めた。

(7) 定期昇給

毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて主として年齢の上昇に合わせて実施される昇給をいう。

(8) ベースアップ

賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいう。

(9) 定年制度に関するもの

ア 再雇用制度

定年年齢に達した労働者をいったん退職させ、改めてその労働者を雇用する制度をいう。

イ 勤務延長制度

定年年齢に達した労働者を退職させず、引き続き雇用する制度をいう。

(10) 主な退職金共済制度

ア 中小企業退職金共済制度

企業独自で退職金制度を設けることが困難な中小企業のために、事業主の拠出した掛金と国庫補助金を加えたものを資金として、共済制度の形で中小企業にも大企業なみの退職金制度を確立できるようにしたもので、昭和 34 年に制定された中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度。事業主は、勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付する。従業員が退職したときは、その従業員に機構・中退共本部から退職金が直接支払われる。

イ 特定退職金共済制度

退職金共済契約（事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する労働者の退職について退職金を支給することを約する契約で、所得税法施行令で規定している）の相手方が特定退職金共済団体であるもの。特定退職金共済団体としては退職金共済事業を行う市町村（特別区を含む）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会などで、税務署長の確認を受けたものをいう。

(11) 退職年金制度

ア 適格退職年金制度

事業主と信託銀行又は生命保険会社が退職労働者に対する退職年金の支給を目的とした信託契約又は保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て税法上事業主の掛金を損金として取扱うことが認められている制度。事業主は、信託銀行または生命保険会社に掛金または保険料を払い込み、信託銀行や生命保険会社はこれを管理運用して、退職後、労働者に年金（または一時金）を給付する。

確定給付企業年金法が平成14年4月1日に施行され、従来の適格退職年金については、平成14年4月1日以降は新たな契約を認めず、既存の制度については、平成24年3月31日に廃止された。

イ 厚生年金基金制度

厚生労働大臣の認可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度。基金は、厚生年金の代行部分に、企業独自の退職年金（加算部分）を上乗せして、年金（又は一時金）を支給する。

ウ 確定拠出年金制度

拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される年金制度で、「企業型」と「個人型」の2種類がある。適格退職年金や厚生年金基金等の企業年金制度等は、給付額が約束されるという特徴があったが、従来から以下のような問題点が指摘されていたことから、平成13年10月に公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として確定拠出年金が導入された。

①現行の企業年金制度は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。

②離転職時の年金資産の持ち運びが十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

なお、本調査では、「企業型」を調査対象としている。

エ 確定給付型企業年金制度

平成14年4月に施行された確定給付企業年金法に基づき設置された企業年金で、拠出・運用・管理・あらかじめ確定された額の年金給付まで会社が責任を負う。

運営方法は「規約型」と「基金型」がある。「規約型」は、廃止となった適格退職年金の受け皿として設計されており、企業は生命保険会社もしくは信託銀行と契約を行い、企業年金の外部積立て体制を取る。企業は規約に基づき定期的に掛金を拠出し、生命保険会社もしくは信託銀行が運用から給付までの管理を行う。

「基金型」は、厚生年金基金の代行返上の受け皿として設計されており、企業年金基金と呼ばれる特別法人を設立し、基金が加入者と受給者から独立した立場で管理・運用・給付を行う。

(12) モデル退職金

ア モデル退職金

モデル退職金とは、モデル賃金と同様、学校を卒業してすぐに入社した者が普通能力と成績で勤務した場合に、当該企業の退職金規定のもとで、どの程度の退職金が支給されるかを算出したものをいう。

なお、本調査では、定年退職時の退職金支給額を、作表の都合上、会社都合退職の欄に記載している。

イ 退職一時金算定基礎額

退職一時金を算定する際の基礎になるものをいい、大別して基本給等の賃金を用いるものと、賃金とは別に定めるものがある。

8 集計方法と集計企業数

回答を得た 840 社（回収率 24.0%）のうち、10 社を記入不備等のため除外し、830 社（有効回収率 23.7%）について電算集計委託により行った。

9 調査結果利用上の注意

- （1）本調査における実在者賃金とモデル賃金には通勤手当は含まれていない。従って、平均賃金との比較の際には通勤手当相当額を考慮する必要がある。
- （2）集計数が 4 件以下のデータについては集計表中「x」としてあるが、この数値は合計データの中には含まれている。
- （3）集計表中の「－」は、調査項目に該当しないか、あるいは集計数が得られなかったものである。
- （4）年齢・勤続年数については、6 か月未満は 0 年、6 か月以上 1 年未満は 1 年とした。
- （5）この調査結果における構成比百分率等は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
- （6）「労組有」と「労組無」の企業数を合計しても「調査産業計」の企業数には一致しない場合がある（「計」には「無回答」の企業が含まれる場合があるため）。

10 調査対象企業の内訳

抽出企業及び集計企業の業種別・規模別の内訳は別表のとおり。

なお、集計企業のうち労働組合がある企業の割合は、全体の 11.6%であった。

別表 調査対象企業の内訳

区 分	抽 出 企 業 数					集 計 企 業 数				
	総計	10～ 29人	30～ 49人	50～ 99人	100～ 299人	総計	10～ 29人	30～ 49人	50～ 99人	100～ 299人
調 査 産 業 計	3,500	655	1,850	705	290	830	148	297	252	133
建 設 業	240	—	150	45	45	65	—	25	23	17
総合工事業	80	—	50	15	15	25	—	7	10	8
※職別工事業（設備工事業を除く）	80	—	50	15	15	18	—	7	9	2
設備工事業	80	—	50	15	15	22	—	11	4	7
製 造 業	860	—	570	145	145	234	—	78	82	74
食料品・たばこ・飼料製造業	65	—	40	10	15	16	—	5	6	5
繊維工業・衣服製造業	60	—	40	10	10	16	—	5	7	4
※木材・木製品・紙・パルプ製造業（家具を含む）	60	—	40	10	10	15	—	3	6	6
印刷・同関連業	60	—	40	10	10	15	—	6	5	4
化学工業	60	—	40	10	10	21	—	7	6	8
プラスチック製品製造業	60	—	40	10	10	17	—	6	6	5
ゴム製品・革製品・毛皮製造業	60	—	40	10	10	12	—	5	3	4
窯業・土石製品製造業	60	—	40	10	10	16	—	6	4	6
鉄鋼・非鉄金属製造業	60	—	40	10	10	25	—	11	7	7
金属製品製造業	60	—	40	10	10	20	—	6	7	7
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	60	—	40	10	10	14	—	4	5	5
電子部品・電機機器・情報通信機器製造業	75	—	50	15	10	24	—	6	11	7
輸送用機械器具製造業	60	—	40	10	10	12	—	5	4	3
その他の製造業	60	—	40	10	10	11	—	3	5	3
情 報 通 信 業	210	—	150	30	30	52	—	21	19	12
情報サービス業	140	—	60	10	10	18	—	5	7	6
映像・音声・文字情報制作業	130	—	40	10	10	17	—	8	6	3
通信・放送・インターネット附随サービス業	70	—	50	10	10	17	—	8	6	3
運 輸 業 , 郵 便 業	160	—	100	30	30	45	—	11	17	17
道路旅客運送業	50	—	30	10	10	10	—	—	5	5
道路貨物運送業	55	—	35	10	10	20	—	6	8	6
倉庫業・運輸に付帯するサービス業	55	—	35	10	10	15	—	5	4	6
卸 売 業 , 小 売 業	860	300	455	105	—	175	60	84	31	—
繊維・衣服等・飲食料品卸売業	135	—	100	35	—	22	—	13	9	—
建築材料・鉱物・金属材料・機械器具等卸売業	135	—	100	35	—	48	—	34	14	—
その他の卸売業	135	—	100	35	—	22	—	14	8	—
織物・衣服・身の回り品小売業	110	80	30	—	—	23	19	4	—	—
飲食料品小売業	90	50	40	—	—	11	5	6	—	—
機械器具等小売業	115	80	35	—	—	18	15	3	—	—
その他の小売業	140	90	50	—	—	31	21	10	—	—
金 融 業 , 保 険 業	110	—	60	30	20	38	—	14	14	10
金融業	55	—	30	15	10	18	—	8	6	4
金融商品・商品先物取引業	55	—	30	15	10	20	—	6	8	6
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	90	—	50	20	20	21	—	9	9	3
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	250	90	80	80	—	50	25	14	11	—
専門サービス業	130	50	40	40	—	32	18	8	6	—
広告業	120	40	40	40	—	18	7	6	5	—
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	235	80	85	70	—	36	17	10	9	—
宿泊業	115	40	45	30	—	16	6	6	4	—
飲食業	120	40	40	40	—	20	11	4	5	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100	40	30	30	—	26	11	8	7	—
教 育 , 学 習 支 援 業 (学 校 教 育 を 除 く)	100	40	30	30	—	23	12	6	5	—
医 療 , 福 祉	105	45	30	30	—	29	10	7	12	—
医療業	55	25	30	15	—	14	7	3	4	—
社会保険・社会福祉・介護事業	50	20	30	15	—	15	3	4	8	—
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	180	60	60	60	—	36	13	9	14	—
自動車整備・機械等修理業	90	30	30	30	—	20	5	6	9	—
その他の事業サービス業	90	30	30	30	—	16	8	3	5	—

（※） 表中産業分類（大・中）は、以降各ページにおいて（ ）内表示を省略している。

（注）① 本調査は、平成24年経済センサス活動調査結果に基づく名簿データにより、調査対象企業を抽出しているため、調査時点において企業規模が変更されている場合がある。

② 産業分類・中分類の区分は、本調査独自に組み替えているので、日本産業分類の表示とは一致しない部分がある。



賃金事情調査票(事業所票) (平成26年7月31日現在)

調査票に記入する前に、必ず「記入上の注意」をお読みください。

産業分類	規模	整理番号
B	C	D

東京都統計調査登録第2号
東京都産業労働局

1. 企業の状況

会社名											記入担当者	氏名									
所在地	〒										電話番号										
主な製品又は 主な業務											資本金	1	1000万円 未満	2	1000-3000 万円未満	3	3000-5000 万円未満	4	5000万-1 億	5	1億円以上
企業全体の 常用労働者数	合計						F	うち都内で働く 常用労働者数	合計						G	労働組合の 有無	H	1	有り	2	無し

週休2日制 実施状況	実施している	1	完	全	2	月	3	回	3	隔	週	4	月	2	回	5	月	1	回
		6	4	週	4	休	を	上	回	る	カ	レ	ン	ダ	ー	制	7	その他(	)
	実施していない	8	週	休	1	日	制	9	週	休	1	日	半	制					
		10	4	週	4	休	となる	カ	レ	ン	ダ	ー	制	11	その他(	)			

2. 都内で働く従業員の構成をお聞かせください。

雇用形態	名	称	説	明	構 成 人 数		
					男性	女性	計
直 接 雇 用	正社員 (個人事業主の 労働者)	役 付 者	係長または同等以上の労働者。兼務役員で、一般労働者と同じ賃金規定の適用を受ける方も、ここに含めてください	J	K	L	
		一 般 労 働 者	上記以外の正社員	M	N	O	
		契 約 社 員 等	正社員と同じ労働時間・日数であるが、有期契約など、正社員と異なる雇用形態で働いている方	P	Q	R	
	正社員以外 の労働者	パ ー ト ・ ア ル バ イ ト	正社員に比べて、労働時間または労働日数が少ない方	S	T	U	
		嘱 託 ・ 再 雇 用	正社員としては一度退職し、再雇用されている方	V	W	X	
		その他の労働者 (具体的に書きください)	Y	Z	AA		
直接雇用以外	派 遣 労 働 者	派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている方	AB	AC	AD		
	業 務 委 託 等 労 働 者	請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている方	AE	AF	AG		
	合 計	AH	AI	AJ			

都内で働く常用労働者数(G)と一致させてください。

3. 賃金制度について

(1) 賃金について就業規則(賃金規定等を含む)で定めていますか。

1 賃金規定があり、賃金表(注1)がある。	2 賃金規定はあるが、賃金表はない
3 賃金規定なし	4 その他()

AK

(2) 過去1年間(平成25年7月から平成26年6月まで)の従業員の定期昇給(注2)・ペースアップ(注3)についてお答えください。

①定期昇給を実施しましたか？

1 定期昇給の規定に基づき定期昇給を実施した	2 定期昇給の規定はあるが定期昇給は見送った
3 定期昇給の規定はないが、慣行により事実上の定期昇給を行った	4 定期昇給の制度・慣行がない

AL

②ペースアップを実施しましたか？

1 実施した	2 現状維持	3 ペースダウンになった	4 その他()
--------	--------	--------------	----------

AM

注1 賃金表………学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより、賃金がどうなっているかを表にしたものです。
注2 定期昇給………毎年一定の時期を定めて賃金を増額する規定が就業規則などにあり、それに基づいて、主として年齢の上昇にあわせて実施される昇給をいいます。
注3 ペースアップ………賃金表の改定等により、従業員の賃金水準を一律に引き上げることをいいます。

4. 賞 与 ・ 諸 手 当

(1) 賞 与

① 賞与の支給について賃金規定で定めていますか？

1 支給時期等のみ	2 支給時期・支給額(支給率・月数)とも	3 なし
-----------	----------------------	------

② 過去1年間(平成25年7月から平成26年6月まで)の賞与の支給実態についてお聞きます。

平均支給額と、それを所定時間内賃金で除した平均支給月数をお書きください。

ア・夏季	平均支給額	円	平均支給月数	ヵ月
イ・年末	平均支給額	円	平均支給月数	ヵ月
ウ・上記以外	平均支給額	円	平均支給月数	ヵ月

③ 査定等による個人的な格差は、同一年齢・職階で、平均に対して概ね最大でどのくらいですか。

1 10%未満	2 10～20%	3 20～30%
4 30～40%	5 40～50%	6 50%以上
7 査定等を行っていないため格差なし		

(2) 役 付 手 当

1 支給している	1 同一役職の支給額は同じ
2 支給していない	2 同一役職でも支給額は異なる

部	長	又	は	同	等	者	課	長	又	は	同	等	者	係	長	又	は	同	等	者
対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額	対象者	平均年齢	役付手当平均支給金額
ア		円	イ		円	ウ		円	エ		円	オ		円	カ		円	キ		円

(注)それぞれの支給対象者の人数、平均年齢(小数点第2位以下四捨五入)、平均金額(100円未満四捨五入)を記入してください。年齢は小数点第1位まで記入してください。

(3) 住 宅 手 当

				世帯主(有扶養家族)		単身世帯主			
				千	0	0円	千	0	0円
				BI		BJ			
1	支給している	1	住宅の形態にかかわらず一律に支給						
2	支給していない	2	住宅の形態により支給額が異なる						
		3	その他						
				民間借家(借間・アパートを含む)		公営借家(アパートを含む)		持家	
				千	0	0円	千	0	0円
				BK		BL		BM	
				千	0	0円	千	0	0円
				BN		BO		BP	

(4) 家 族 手 当

1 支給している	1 一律支給	配偶者(第一扶養)	第一子(第二扶養)	第二子(第三扶養)	第三子(第四扶養)	その他の家族
2 支給していない	2 家族により異なる	配偶者(第一扶養)	第一子(第二扶養)	第二子(第三扶養)	第三子(第四扶養)	その他の家族
		配偶者(第一扶養)	第一子(第二扶養)	第二子(第三扶養)	第三子(第四扶養)	その他の家族
		配偶者(第一扶養)	第一子(第二扶養)	第二子(第三扶養)	第三子(第四扶養)	その他の家族

5. モ デ ル 賃 金 ・ 初 任 給

モデル賃金とは、学校を卒業してすぐに入社した方が普通の能力と成績で勤務した場合に、貴社の賃金規定及び昇給事情のもとで、勤続年数に応じて賃金がどのように上昇するのかを算出した金額です。

貴社における代表的な賃金全体について、その年齢ごとの所定時間内賃金を記入してください。また、下記の職種の中からその賃金全体が当てはまる職種について、番号に○印をつけてください。(複数回答可)

●営業販売系

1 営	業
2 販	売

●事務系

3 一	般	事	務
4 会	計	事	務
5 営	業	事	務・販売事務

●技術系

6	機	械	技	術		
7	電	気	技	術		
8	情	報	処	理	技	術
9	そ	の	他	の	技	術

●生産系

10 生	産	・	作	業
11 運	転	・	運	搬
●その他				
12 ()				

モデル賃金全体の記入が困難な場合でも、初任給については新卒者を雇用した場合を想定していただき、出来るだけ記入をお願いします。

年	家	高	所	初	年	家	高	所	初	年	家	専	所	初	年	家	大	所	初
齢	族	校	定	任	齢	族	専	定	任	齢	族	門	定	任	齢	族	学	定	任
	数	卒	時	給		数	・	時	給		数	学	時	給		数	卒	時	給
	量	内	間				短	内				校	内				大	内	
		賃	賃				大	賃				卒	賃				卒	賃	
		金	金				卒	金				卒	金				卒	金	
		円	円				卒	円				卒	円				卒	円	
18	0			0	0	CL	20			0	0	CW	20			0	0	DG	
20	0			0	0	CM	22			0	0	CX	22			0	0	DH	
22	0			0	0	CN	25			0	0	CY	25			0	0	DI	
25	0			0	0	CO	30	2		0	0	CZ	30	2		0	0	DJ	
30	2			0	0	CP	35	3		0	0	DA	35	3		0	0	DK	
35	3			0	0	CQ	40	3		0	0	DB	40	3		0	0	DL	
40	3			0	0	CR	45	3		0	0	DC	45	3		0	0	DM	
45	3			0	0	CS	50	3		0	0	DD	50	3		0	0	DN	
50	3			0	0	CT	55	2		0	0	DE	55	2		0	0	DO	
55	2			0	0	CU	60	1		0	0	DF	60	1		0	0	DP	
60	1			0	0	CV													DY

6. 定年制

(1) 定年制度を採用していますか。

1	全員一律定年制	定年年齢 ^{EA}	2	その他の定年制(役職別、職種別など)	3	定年制度なし
---	---------	--------------------	---	--------------------	---	--------

(2) 上記で「1」または「2」とご回答いただいた方にお尋ねします。定年後の継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)を採用していますか。また、採用している場合、賃金は定年時と比較してどうなりますか。両制度併用の場合は両方にご記入ください。

1	再雇用制度を採用 (定年年齢に達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度)	対 象 者 ^{ED} 1: 希望者全員に適用 2: 労使協定で定めた基準に該当する者	定年時と比較した賃金 ^{EE} 1: 定年時より低下 2: 定年時と同一	賃金低下率 ^{EF}									
				1	10%未満	2	10~20%未満	3	20~30%未満	4	30~40%未満	5	40~50%未満
2	勤務延長制度を採用 (定年に達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度)	対 象 者 ^{EH} 1: 希望者全員に適用 2: 労使協定で定めた基準に該当する者	定年時と比較した賃金 ^{EI} 1: 定年時より低下 2: 定年時と同一	賃金低下率 ^{EJ}									
				1	10%未満	2	10~20%未満	3	20~30%未満	4	30~40%未満	5	40~50%未満
3	継続雇用制度を採用していない												

7. 退職金制度

(1) 退職金制度(退職一時金・退職年金)がありますか。なお、年金を一時金として受け取ることができる場合であっても、一時金制度ではなく年金制度に分類してください。また、公的年金制度のみの企業は「制度なし」を選択してください。

1	制度あり(退職一時金のみ)	2	制度あり(退職一時金と退職年金の併用)	3	制度あり(退職年金のみ)	4	制度なし
---	---------------	---	---------------------	---	--------------	---	------

(2) 退職一時金制度について(退職一時金制度がある企業のみご回答ください)

ア 退職一時金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

1	社内準備	2	中小企業退職金共済制度 (建退共・清退共・林退共含む)	3	特定退職金共済制度	4	退職金保険	5	その他の社外準備
---	------	---	--------------------------------	---	-----------	---	-------	---	----------

イ 退職一時金の算出方法について該当するものを選択してください。

1	退職金算定基礎額×支給率	2	退職金算定基礎額×支給率+一定額	3	勤務年数に応じた一定額	4	ポイント制 (退職金ポイント×ポイント単価)	5	その他
---	--------------	---	------------------	---	-------------	---	---------------------------	---	-----

ウ 退職金算定基礎額の算出方法について該当するものを選択してください(上記イで「1」または「2」とご回答いただいた方のみ)

1	退職時の基本給	2	退職時の基本給×一定率	3	退職時の基本給+手当
4	(退職時の基本給+手当)×一定率	5	別テーブル方式(退職金算定のために賃金表とは別に算定基礎額を設けるもの)	6	その他

エ 退職一時金を受給するための最低勤続年数をご記入ください。

自己都合退職 ^{ES} 年
会社都合退職 ^{ET} 年
(参考) 自己都合退職とは、依願退職および一方的な辞職(任意退職)を指します。早期または希望退職制度適用者も含まれます。会社都合退職とは、整理解雇および普通解雇を指します。退職勧奨に応じた場合も含まれます。

オ 退職一時金の特別加算制度はありますか。制度がある場合は、該当する加算理由をすべて選択してください(複数回答)。

1	制度あり	→	1	功労加算	2	役付加算
2	制度なし		3	年齢加算	4	業務上死傷病
			5	業務外死傷病	6	早期退職者優遇

(3) 退職年金制度について(退職年金制度がある企業のみご回答ください)

ア 退職年金の支払準備形態について該当するものをすべて選択してください(複数回答)。

1	確定拠出年金(企業型)	2	確定給付企業年金	3	厚生年金基金
4	企業独自の年金	5	その他		

イ 従来の適格退職年金制度は平成24年3月に廃止となりました。平成14年4月時点の状況及び制度廃止後の現状についてご記入ください

平成14年4月時点		→	制度廃止後の現状	
1	適格退職年金制度があった		1	中小企業退職金共済制度に移行
2	適格退職年金制度がなかった		2	確定拠出年金(企業型)に移行
			3	確定給付企業年金に移行
			4	厚生年金基金制度に移行
			5	移行せず廃止
			6	その他()

8. モデル退職金

記入の前にお読みください

- モデル退職金とは、学校を卒業してすぐ入社した方が、普通能力と成績で勤務した場合に、退職金規定のもとで、どの程度退職金が支給されるかを算出した金額です。モデル条件（勤務年数・年齢）に合致する方がいる場合はその金額を、いない場合は退職金規定を参考に、モデル条件に近い金額を推計して記入してください（1,000円未満は四捨五入）
- モデル所定時間内賃金とは、所定労働時間内に対して支給されるすべての賃金額（通勤手当を除く）です。したがって、超過勤務手当、休日出勤手当、毎月の支給額が定額ではない賃金（毎月の支給額が変わる精皆動手当や能率給のような賃金）等は除いてください。
- 退職金算定基礎額には、退職金算定のための基礎となる金額（基本給等）を記入してください。
- 自己都合退職と会社都合退職の支給額が同じであっても両方に記入してください。
- 退職金制度の形態により、モデル退職金の算出方法が異なりますのでご注意ください。
 - 退職一時金の場合・・・退職一時金の額をご記入ください。
 - 退職一時金と退職年金の併用の場合・・・退職一時金の額と退職年金の一時金換算額を合算してください。
 - 退職年金の場合・・・退職年金の一時金換算額をご記入ください。
- 確定拠出年金についても、標準的な掛金額に運用益を加えたモデル額をご記入下さい。

「7. 退職金制度」の設問で、退職金制度（退職一時金・退職年金含む）が無いとご回答された場合は記入不要です。

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)		退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)		モデル退職金(退職金支給総額)														
							自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)												
高校卒	1	19	FE		千円	FT			千円	GE		百万			千円	GO		百万			千円
	3	21	FJ			FU				GF						GP					
	5	23	FK			FV				GG						GQ					
	10	28	FL			FW				GH						GR					
	15	33	FM			FX				GI						GS					
	20	38	FN			FY				GJ						GT					
	25	43	FO			FZ				GK						GU					
	30	48	FP			GA				GL						GV					
	35	53	FQ			GB				GM						GW					
	37	55	FR			GC				GN						GX					
	定年()歳		FS			GD									GY						

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)	退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)	モデル退職金(退職金支給総額)					
					自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)			
高専・短大卒	1	21	GZ	HJ	HT	百万	千円	IO	百万	千円
	3	23	HA	HK	HU			ID		
	5	25	HB	HL	HV			IE		
	10	30	HC	HM	HW			IF		
	15	35	HD	HN	HX			IG		
	20	40	HE	HO	HY			IH		
	25	45	HF	HP	HZ			II		
	30	50	HG	HQ	IA			IJ		
	35	55	HH	HR	IB			IK		
		定年()歳		HI	HS				IL	

最終学歴	勤続年数	年齢	モデル所定時間内賃金 (千円未満四捨五入)	退職金算定基礎額 (千円未満四捨五入)	モデル退職金(退職金支給総額)					
					自己都合退職(千円未満四捨五入)		会社都合退職(千円未満四捨五入)			
大学卒	1	23	IM	IW	JG	百万	千円	JP	百万	千円
	3	25	IN	IX	JH			JQ		
	5	27	IO	IY	JI			JR		
	10	32	IP	IZ	JJ			JS		
	15	37	IQ	JA	JK			JT		
	20	42	IR	JB	JL			JU		
	25	47	IS	JC	JM			JV		
	30	52	IT	JD	JN			JW		
	33	55	IU	JE	JO			JX		
	定年()歳		IV	JF				JY		

9. ワークライフバランス(WLB)の取組について

(1) ワークライフバランス(仕事と家庭生活等の調和)に取り組んでいますか？

1	取り組んでいる	2	取り組んでいない	3	ワークライフバランスという概念がわからないので回答不能
---	---------	---	----------	---	-----------------------------

(2) (前問で「取り組んでいる」と回答された方へ) 下記の取組状況について、次の該当項目に○をつけてください。(複数回答可)

1	所定労働時間の短縮に取り組んでいる	2	長時間労働削減に取り組んでいる
3	休暇取得を促進している	4	育児・介護休業制度の充実に取り組んでいる
5	多様な勤務形態を導入している(具体例)		

(3) 一般事業主行動計画(注)の策定について

1	策定している(年度に策定)	2	策定していない
		2	近日中に策定する予定
		3	今後も策定する予定はない

注 一般事業主行動計画とは

平成17年4月、次世代育成支援対策推進法が施行され、従業員101人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務付けられました。なお、100人以下の企業は努力義務です。

貸金事情調査票(個人票)

7月1ヶ月の個人別賃金支給額について記入してください。

- ① 調査対象は、東京都内の事業所で働く常用労働者です。
- ② 労働者全員について記入する必要はありません。賞金台帳等の常用労働者の中から、右の票の基準に従って等間隔で選び出した労働者について記入してください。
- ③ 記入していただく労働者数の計算（小数点以下は四捨五入してください）。

都内で働く常用労働者数	× 抽出割合	記入労働者数
	× 1／	=

産業分類			規模		整理番号		
B			C		E		

都内で働く 常用労働者数	抽 出 合 計	記入労働者 の 選 び
1～29人	1/1	全 員 記 入
30～99人	1/2	2人目ごとに記入
100～199人	1/3	3人目ごとに記入
200～299人	1/4	4人目ごとに記入

- ④7月1ヶ月とは、6月の給与締切日の翌日から7月の給与締切日までの1ヶ月のことです。
- ⑤「役付者」とは、係長又は同等者以上の者のことをいいます。兼務役員であっても労働者と同じ賃金規定によって賃金支払を受けている方は含みます。
- ⑥該当する項目の番号を○で囲んでください。

[illegible]

☆対象者が30名を超える場合は、裏面にも記入してください。

☆対象者が30名を超える場合は、こちらにも記入をお願いします。

注1・注2 手当の支給がない場合は「0」と記入してください

[illegible]

☆ 大変お忙しい中、調査に御協力いただきありがとうございました。
調査票(計7枚)は同封の返信用封筒にて、8月20日(水)までに御投函ください。
調査結果は、「平成26年版 中小企業の賃金・退職金事情」として取りまとめお送りいたします。

